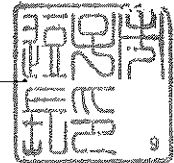


諮問第4号

2013年(平成25年)1月15日

逗子市情報公開運営審議会
会長 荒井枝美様

逗子市長 平井竜



逗子市情報公開条例第20条の一部改正について(諮問)

逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第8号。以下「本条例」という。)第20条(会議の公開)中の「会議」について、その根拠等を見直し、分類したところ、その名称において、現状に沿うよう改正する必要性が生じました。

つきましては、本条例第20条の一部を改正することについてご審議いただきたく、本条例第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり諮問いたします。

【別 紙】

1 諮問の内容

逗子市情報公開条例第20条第1項中「実施機関の設置する審議会等（以下「審議会等」という。）」を「実施機関の設置する懇話会、検討会等（以下「懇話会等」という。）」に改め、同項第3号中「審議会等」を「附属機関及び懇話会等」に改める。

2 提案理由

「会議の公開」については、従前から本条例及び「会議録の作成に係る指針」により、積極的に市民に情報の公開及び提供を推し進めてきたところですが、この規定に関する附属機関及び実施機関の設置する会議の分類等を見直す必要が生じたため、平成23年度から本年度にかけ、調査してきました。

その結果、会議を次のような分類で行う必要が生じてきました。

- (1) 行政委員会…地方自治法第180条の5第1項関係
- (2) 附属機関…地方自治法第138条の4第3項関係
- (3) 懇話会等(懇話会、検討会等)…計画の策定等に当たり市政運営上の意見交換等を行うため、市長その他の執行機関が要綱等により設ける会議
- (4) 庁内会議…原則として実施機関の職員のみで構成され、規則、規程、要綱に基づき設置する会議
- (5) その他の会議

この分類により、本条例第20条中の用語の改正を行うものです。

3 改正内容

別添「逗子市情報公開条例の一部を改正する条例(案)」

逗子市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「実施機関の設置する審議会等（以下「審議会等」という。）」を「実施機関の設置する懇話会、検討会等（以下「懇話会等」という。）」に改め、同項第3号中「審議会等」を「附属機関及び懇話会等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。